平成１２年８月３０日
長崎県警察本部訓令第19号
最終改正　令和２年11月30日

長崎県警察音楽隊に関する訓令

（目的）

第１条　この訓令は、長崎県警察音楽隊(以下「音楽隊」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第２条　音楽隊は、演奏活動を通じて警察広報を効果的に推進し、県民との融和を図るとともに、警察職員の士気を高め、情操を豊かにすることを任務とする。

（編成）

第３条　音楽隊は、警察本部長(以下「本部長」という。)が任命する隊長、副隊長、楽長、副楽長及び隊員並びに本部長が委嘱するカラーガード隊員(以下「音楽隊員」という。)をもって編成する。

（隊長等）

第４条　隊長は、長崎県警察の組織に関する規則（平成14年長崎県公安委員会規則第４号）第70条第２項に基づき、警視又は警部の階級にある警察官若しくは一般職員をもって充てる。

２　副隊長は、警部又は警部補の階級にある警察官若しくは一般職員をもって充てる。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

３　楽長は、警部又は警部補の階級にある警察官若しくは一般職員をもって充てる。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

４　副楽長は、警部補又は巡査部長の階級にある警察官若しくは一般職員をもって充てる。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

５　隊長又は副隊長は、楽長を兼ねることができる。

（管理）

第５条　警務部広報相談課長(以下「広報相談課長」という。)は、音楽隊を管理し、運営するものとする。

（職務）

第６条　隊長は、隊務を掌理し、副隊長以下の隊員及びカラーガード隊員を指揮監督する。

２　副隊長は、隊長を補佐し、隊長不在のときは、これを代理する。

３　楽長は、隊員の教養訓練及び演奏指揮に当たる。

４　副楽長は、楽長を補佐し、楽長不在のときは、これを代理する。
５　隊員及びカラーガード隊員は、音楽の訓練、演奏等に従事する。

（派遣演奏）

第７条　音楽隊の派遣演奏は、次に掲げるものについて行う。

(1) 警察が主催又は後援する行事で、警察広報上又は県民との融和を図る上で必要と認められるもの

(2) その他本部長が認めるもの

（派遣の申請）

第８条　所属長が、音楽隊の派遣を要請するときは、警察音楽隊派遣申請書(別記様式)により、本部長に申請する。

２　部外の団体等からの派遣申請については、前項の規定を準用する。

（教養訓練、演奏等）

第９条　音楽隊員の教養訓練、演奏等については、警務部長が定める月間計画により行う。

（研修）

第10条　広報相談課長は、音楽隊の技術の向上を図るため必要がある場合は、他の専門団体、学校等に研修のため隊員を派遣し、又は部外から講師を招いて指導を依頼することができる。

（所属長の協力）

第11条　音楽隊員の所属する所属の長は、隊員の教養訓練及び派遣演奏に当たっては、勤務の割り振り等について、特に配意するものとする。

（楽器、備品等の管理）

第12条　楽器、備品等(以下「楽器等」という。)の使用保管については、次の各号による。

(1) 隊長は、楽器等を常に良好な状態で使用することができるよう整備するとともに、楽器等の整備状況を定期的に点検しなければならない。

(2) 楽器等は、教養訓練、派遣演奏、手入れ等のため持ち出すほかは、所定の場所に収納して保管するものとする。ただし、隊長が許可した場合はこの限りでない。

（音楽隊員の心得）

第13条　音楽隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 音楽隊の任務を自覚し、規律を守り、品性を養うこと。

(2) 隊員相互の融和を図り、一致協力するとともに、常に技能を磨いて、演奏技術の向上に努めること。

(3) 楽器、被服等の保管及び手入れを適切にして、これを紛失又は損傷する

ことのないようにすること。

(4) 演奏活動に当たっては、特に容姿を端正にし、品位の保持に努めること。

附　則

この訓令は、平成12年９月１日から施行する。

附　則（平成21年長崎県警察本部訓令第４号）

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（令和２年長崎県警察本部訓令第32号）

（施行期日）

１　この訓令は、令和２年12月４日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の際、それぞれの訓令に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

３　この訓令の施行の際、それぞれの訓令による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記様式（第８条関係）

年　　月　　日

長崎県警察本部長　　殿

要請者　住　所

氏　名
（団体名等）
（責任者）

（連絡先）　　－（　　）－

警察音楽隊派遣申請書

次のとおり警察音楽隊の派遣方をお願いします。

記

派　遣　日　時	自　　年　　月　　日（　）　　時　　分 至　　年　　月　　日（　）　　時　　分
派　遣　場　所	市　　町 郡　　村
行事の概要 （目的・理由等）	
参集予定人員	団　体　　人
主　催　者	
備　　考 （演奏曲目等 要望事項）	